

相談支援事業 について

項目	現 状	課 題 と 提 案 (前 回)		(今 回)
相談支援事業の中立と質の向上	1.当事者の生活や問題の実態の理解が求められている。 2.より良い相談支援のために基幹相談支援センター方式が望まれる。 3.利用者が相談しても明確な回答が得られないため、次に繋がらない。利用者もスムーズに相談ができるような工夫が必要と思われる。	課題	1.利用者の感じ方の確認 2.基幹相談支援センター 3.本人や家族がそれぞれの状況を整理する	1.利用者アンケートの確認。 2.なかなか電話が繋がらない。
		提案	1.利用者アンケートの活用。 2.状況の整理のために「本人・家族のための相談作成シート」「サポートブック」を活用する。 3.上記2について、周知方法などは今後当事者団体連絡会で検討する。	1.各事業所のPCのEメールを公開してはどうか。 2.電話が繋がらないということについて改善策を検討する。 3.サポートブックは来年度配布をめざし検討中である。 4.今後も相談支援事業、本人・家族のための相談作成シート、サポートブックの周知につとめる。
相談支援事業の環境	1.総合福祉センターに相談室3が確保された。	課題	1.総合福祉センターの相談室が一室である 2.音が聞える状態である。	1.外の音は聞こえるが、相談室の話の内容が外の人に聞こえるというほどのものではないことが確認された。
提案	1.プライバシー保護の観点から「防音」は大切であるので対応が必要。 2.相談室の数については今後の状況を見守る必要がある。			
「相談支援」の周知	1.各当事者団体が会員に周知する 2.行政による周知(広報・ホームページ、更新時等に情報提供)の継続 3.相談支援事業所独自のチラシなどの配布	課題	1.支援センターを知らない人がいる 2.利用者の相談支援に対する理解(何をしてくれるか)があいまいである。	1.相談支援事業担当者を招いての研修会等、当事者団体での取り組みは少しずつではあるが行われている。
		提案	1.行政・事業所・当事者団体がそれぞれの立場からできる形での周知につとめることが必要。	

当事者団体連絡会報告 「障がい者の生活・暮らしについて」

	共通検討課題	検討できた内容・現状	課題
1.	「障がい者が暮らす」という観点で考えた時「GH・CH」(住まい)が必要とされていることが分かった。	1.制度についての確認 ・GHやCH設置は法人格がないとできない。 2.先進地の見学 ・ホームのみの運営は経費面で難しい。	1.障がい者の暮らしは以下の2点から考えてみる。 ア.制度を活用し、既存の法人が設置するホームでの暮らし。 イ.制度にこだわらず広い視野に立ち障がい者の暮らしを考える。
2	表の「必要とする支援(制度上)」は現在市内にサービス提供の事業所があり、サービス提供されているが、事業所数だけを見て「充足」と判断されるのは問題であると思う。	施策推進協議会への提言 ・⑤⑥は日中活動部会の提言の中に盛り込まれた。	1.⑫⑬⑭のような個別対応のサービスは支援者が不足している。 2.⑬は地域生活支援事業なので、支援者の資格等を検討することで支援者の確保につなげられないか。
3.	必要とする人に必要なサービスが提供されているかを確認するシステム(連携)が必要である。	サービスの利用ができないケースがある。 ・発作、パニックなどがあると利用を断られる。 ・障がい程度区分によってはサービス利用ができないことがある。 ・施設(入所)の不足の声がある。	1.障がい者にとって費用負担が大きいことへの理解が必要。 2.有償サービス、ボランティアなどの応援団的な支援の開拓が必要。
4.	表の「必要とする支援(制度上)」の⑤⑥⑩はそれぞれ障がいの特性の理解が強く求められる。今後日中活動部会での検討を提案したい。	施策推進協議会への提言 ・⑤⑥は日中活動部会の提言の中に盛り込まれた。	1.⑩に関しては今後の検討が必要 2.⑤⑥に関して施策推進協議会へ提言後の確認等が必要。
5.	⑨については、現在市内では実施されていないので、当事者団体連絡会で詳細を検討したい。	具体的な内容の検討はできていない。	今後引き続き検討する。
6.	「必要な支援(制度にない)」について、当事者団体連絡会から、検討を部会などに働きかける。	具体的な内容の検討はできていない。	⑳～㉔については引き続き検討する。 ※㉔については、家族のみでなく本人も含む

団 体	必要な支援		共 通 検 討 課 題
	制 度 上 の 支 援	制 度 に な い 支 援	
福祉協会 身体障害者	① GH・CH 入所施設 ② 就労支援 ③ 医療費助成 ④ 所得保障		<p>1. 「障がい者が暮らす」という観点で考えた時「GH・CH」(住まい)が必要とされていることが分かった。</p> <p>2. 表の「必要とする支援(制度上)」は現在市内にサービス提供の事業所があり、サービス提供されているが、事業所数だけを見て「充足」と判断されるのは問題であると思う。</p> <p>3. 必要とする人に必要なサービスが提供されているかを確認するシステム(連携)が必要である。</p> <p>4. 表の「必要とする支援(制度上)」の⑤⑥⑩はそれぞれ障がいの特性の理解が強く求められる。今後日中活動部会での検討を提案したい。</p> <p>5. ⑨については、現在市内では実施されていないので、当事者団体連絡会で詳細を検討したい。</p> <p>6. 「必要な支援(制度にない)」について、当事者団体連絡会から、検討を部会などに働きかける。</p>
父母の会 肢体不 由児・者	⑤ 生活介護事業所 ⑥ 就労継続支援 B型事業所 ⑦ GH・CH	⑭ GH・CH 設立運営のための理解と協力	
手をつなぐ育成会	⑧ GH・CH ⑨ 福祉ホーム ⑩ ショートステイ ⑪ 日中一時支援 ⑫ 居宅支援 ⑬ 移動支援 ⑭ 行動援護 ⑮ 地域活動支援センター(余暇の場合、例:土日のはさま)	⑯ 一人暮らしの場合 ⑰ 理解者、支援者の確保 ⑱ 移動手段(有償、利用者加算、シテイバス等) ⑲ 制度外の部分・・・例:一人暮らしの夜間の確認、 ⑳ 日中活動後(アフター4)の余暇のサービス ㉑ 「つなぎ」の実現のための連携システム	
むつみ会 精神障害者家族会	⑯ 地域活動支援センター(精神を主とした) ⑰ GH・CH ⑱ 一般医療費助成	㉒ 家族への段階的な学習・情報収集・交流が出来る場が必要	